条の二の二第七項」を「第七十条の二の二第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「同条第七項又は第九項」を「同条第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の二の二第七項各号」を「第七十条の二の二第九項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　法第七十条の二の二第七項の規定により教育資金非課税申告書等に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供する受贈者は、当該教育資金非課税申告書等への前項各号に掲げる書類の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、法第七十条の二の二第七項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、当該教育資金非課税申告書等に当該書類を添付したものとみなす。

第四十条の四の三第二十二項中「第七十条の二の二第十二項第一号」を「第七十条の二の二第十四項第一号」に、「同条第十一項第三号」を「同条第十三項第三号」に改め、同条第二十三項中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十四項第二号」に改め、同条第四十四項中「第七十条の二の二第二十項」を「第七十条の二の二第二十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十三項中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十二項を同条第四十六項とし、同条第三十五項から第四十一項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

37　第二十七項、第三十項又は第三十三項若しくは第三十四項の規定により教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

38　前項の規定の適用がある場合における第二十八項、第三十一項及び第三十五項の規定の適用については、これらの規定中「」が」とあるのは「」に記載すべき事項が」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第四十条の四の三第三十三項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第二十六項から第三十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「金銭等又は」を「金銭等若しくは」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第二号」に、「、当該死亡前三年以内に」を「、当該各贈与者から」に改め、「（当該死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24　第二十二項又は前項本文の規定による届出をしようとする受贈者は、これらの規定に規定する届出書の提出に代えて、法第七十条の二の二第十四項第一号又は第二号に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、当該届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、当該届出書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

25　前項の規定により第二十二項又は第二十三項本文に規定する届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する受贈者は、当該届出書へのこれらの規定に規定する書類の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、前項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、当該届出書に当該書類を添付したものとみなす。

第四十条の四の四第三項第四号中「第七十条の二の三第七項」を「第七十条の二の三第九項」に改め、同項第五号中「第七十条の二の三第十項」を「第七十条の二の三第十二項」に改め、同条第八項第二号、第九項第一号及び第十項第一号中「第七十条の二の三第十一項各号」を「第七十条の二の三第十三項各号」に改め、同条第二十四項を削り、同条第二十三項中「第七十条の二の三第十二項第二号」に、「第十九項後段」を「第二十項後段」に改め、「。次項において同じ」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七十条の二の三第十項第二号」を「第七十条の二の三第十二項第二号」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第七十条の二の三第十項第二号、第十二項及び第十三項」を「第七十条の二の三第十二項第二号、第十四項及び第十五項」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十五項本文」を「第十六項本文」に、「第七十条の二の三第八項」を「第七十条の二の三第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第七十条の二の三第八項」を「第七十条の二の三第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第七十条の二の三第十三項第一号」に、「同条第七項又は第九項」を「同条第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の二の三第七項」に、「第十七項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「同条第七項又は第九項」を「同条第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七十条の二の三第七項各号」を「第七十条の二の三第九項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第七十条の二の三第七項の規定により結婚・子育て資金非課税申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等への前項各号に掲げる書類の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、同条第七項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該書類を添付したものとみなす。

第四十条の四の四第二十五項中「第七十条の二の三第十二項」を「第七十条の二の三第十四項」に改め、同条第二十六項中「金銭等又は」を「金銭等若しくは」に改め、同条第四十五項中「第七十条の二の三第十九項」を「第七十条の二の三第二十一項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十四項中「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十三項を同条第四十五項とし、同条第三十六項から第四十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十五項の次に次の二項を加える。

36　第二十六項、第二十九項又は第三十二項若しくは第三十三項の規定により結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

37　前項の規定の適用がある場合における第二十七項、第三十項及び第三十四項の規定の適用については、これらの規定中「」が」とあるのは「」に記載すべき事項が」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。